

第16回金融教育に関する小論文・実践報告コンクール

**優秀賞**

**小論文部門**

**Fintech時代の金融教育**

—キャッシュレス決済・暗号資産を中心に—

神奈川県・慶應義塾大学大学院  
政策・メディア研究科後期博士課程2年 栗原 佑介

**知るぽると**  
[www.shiruporuto.jp](http://www.shiruporuto.jp)

© 金融広報中央委員会 2019

## 1. はじめに

---

ICTの発展は金融分野にも影響を与え、Fintechと呼ばれる分野も登場した。Fintechとは、FinanceとTechnologyを組み合わせた略語（造語）であり、ICTを駆使した革新的な金融商品・サービスの潮流などを指す。

Fintechは、単なるバズワードではない。経済産業省は、「キャッシュレスの現状と推進」（平成29年8月）を皮切りに、キャッシュレス決済の普及に力を入れている<sup>1)</sup>。令和元年10月より、消費税率が10%になるのに伴い、キャッシュレス決済を利用すれば、ポイント還元を行う経済的インセンティブを与えることが予定されており、また、それに合わせ、各企業はキャッシュレス決済の独自アプリを開発し、令和元年は、キャッシュレス決済元年ともいえる状況である。

これまで、図書カード、交通系電子マネーといったキャッシュレス決済手段は存在した（資金決済法上は、これらの事業者は、前払式支払手段発行業者という）。

現在は、SNSサービスと結びついて、「友だち」に送金を行ったり、投資をしたり、公共料金の支払いをしたり、ショッピングに利用することができる決済手段が出てきた（資金決済法上は、このような事業者は、資金移動業者という）。つまり、これまでの「キャッシュレス決済」は、実際の店頭に行き、購入する際の現金の代替手段としての決済に過ぎなかったものが、スマートフォンのウォレット機能を利用することにより、消費行動から決済までの一連の行為をスマートフォンで完結することができる。これまで、クレジット決済を使えば同様の状況であったため、この影響は、本人名義のクレジットカードを持てない18歳未満にとって大きい。

また、成人を18歳以上とする改正民法の施行日が令和4年4月1日であり、高校生は、成人になって卒業するようになる。その結果、未成年者のための保護規定（民法5条、取消権など）が適用されるのは高校生までとなる。そのため、高校までの教育で、「賢い消費者」になる必要がある。

そして、資金決済法が規制する中で暗号資産（仮想通貨）に関する問題も山積している。最近は若者が暗号資産に絡んだトラブルに巻き込まれるケースが顕在化している<sup>2)3)</sup>。電子データでのやりとりのみで、数字が変動するという点では、暗号資産も株やFXと同様であるが、投機的リスクは、その比ではない。また、暗号資産と一般的なキャッシュレス決済手段に共通しているのは、預金や現金から別のデータに置き換え、それ以降はデータとして取り扱う点である。

そこで、本論は、高校生を対象とした、Fintech時代における金融教育の在り方を検証したい。

## 2. 高等学校教育における金融教育

---

改定後の高等学校学習指導要領（本文）の中では、1か所、家庭科において、キャッシュレス社会に言及している。そこでは、「C持続可能な消費生活・環境」の「(1)生活における経済の計画」において、「家計の構造について理解するとともに生活における経済と社会との関わりについて理解を深めること」に関する実践的・体験的な学習をするに際し、「キャッシュレス社会が家計に与える利便性と問題点を扱うこと」と指摘する<sup>4)</sup>。

解説ではその理由を、「現代の家計は、クレジットカードや電子マネーの普及などキャッシュレス化によって大きく変化していることを挙げている<sup>5)</sup>。「家計の構造」とは、収入と支出のバランス、収入・支出の内訳のうち、可処分所得や非消費支出といった個別の事象も含まれているが、キャッシュレス化によって変化する「構造」について明示はない。

他方、「生涯を見通した生活における経済の管理や計画、リスク管理の考え方について理解を深め、情報の収集・整理が適切にできること」は学習指導要領に含まれ、解説では、投資信託も投資先の例示として挙げられ、「家計管理の複雑化」の具体例として、「電子マネー、仮想通貨など」が取り上げられている。

以上からすれば、家計の構造がキャッシュレス社会においていかに変化しているのか、明示的な言及はないが、家計管理の文脈において、電子マネーや暗号資産については、具体的な指導が求められている。暗号資産については、唐突に具体例だけ出てきた印象は否めないものの、リスク管理の項目で挙げられていることからすれば、暗号資産に関する仕組みと投資先として考えた時のリスクについての理解が求められているといえる。

## 3. キャッシュレス決済、暗号資産の何を教えるか

---

暗号資産に関しては、そもそも、その法的性質すら明示的ではない状況である。ただし、実務上は、およそ準債権として運用されている。例えば、自身のスマートフォンやPCに暗号資産を保有している者に対して債務名義（民事執行法22条）を有する者は、その債務者が暗号資産交換業者に暗号資産を預託し保管している場合においては、同業者を第三債務者として債権等執行事件（同法167条1項）の申し立てをすることになる。<sup>6)7)</sup>

つまり、法的性質は、他のキャッシュレス決済手段も暗号資産も債権という財産権を有している点で共通する。そうすると、学習指導要領にも具体的に記述がない中で、実践的かつ具体的な内容として、何を教えればよいのだろうか。例えば、暗号資産については、その中核的技術であるブロックチェーンに関する説明をするだけでも時間がかかる。そこで、「家計の構造」を理解するという原則に立ち返り、①制度面、②実用面に分けて、消費者としてどのような点に注意する必要があるのか、教えることが必要である。

キャッシュレス社会を迎えており、キャッシュレス決済を利用する前提で教えることが必要である。そうすると、メリットとデメリットを説明することが必要となる。

キャッシュレスによるデータ管理のメリットは、例えば、アルバイト先の飲食店が電子マネーを導入していたときに、管理する現金が少なければ、終業後の金銭管理が簡単になることを実感できる。このように、現金管理のための人件費のコストからしても、国家規模における通貨発行のコスト、あるいはインバウンド事業などの様々な観点からしても、負担が大幅に減り、利便性が高まることにある。ただ、これらは、基本的に消費者側のメリットではない。メリットはまさに現金を持たないことであり、小遣い制の高校生からすれば、現時点ではメリットを感じることは少ないであろう。むしろ、電子マネーが使える店舗が限定されている、というデメリットしかない。

そして、暗号資産も含めデメリットとなるのが、サイバーセキュリティリスクである。2018年1月、仮想通貨取引業者(当時)から580億円相当の暗号資産が流出した事件、2019年7月、コンビニエンスストアの独自展開した電子決済サービスが不正アクセスを受け、導入数日で約3,800万円の被害を出し、サービス開始から3か月あまりでサービス終了という事件も起きた。

特に、暗号資産は、投資先として位置づけることが一般的である。最もポピュラーな暗号資産の一つ、Bitcoinの価格変動は図1のとおりである。

図1. Bitcoinの価格変動<sup>8)</sup>



出典) 金融広報中央委員会 金融リテラシー啓発用教材「コアコンテンツ」

ここからわかるることは、投機資金が急速に集中しはじめ、世間の関心を集めたのが、2017年下半期からである。そして、2018年は下降の一途をたどり、2019年、再度上昇している。つまり、まだ関心を集めた期間が3年しか実績のない、今後の予想が全くできない金融資産であることは、示す必要がある。さらに、暗号資産は、きわめて世界政治的な影響を受けやすい。暗号資産が注目を浴びたきっかけとなったのは、2012年にヨーロッパで起こった金融危機であり、2013年末には中国での投資額が急増するも、その後、中国政府が慎重な姿勢を示し、価格は約半分に下落した。<sup>9)</sup>日本では、同時期、仮想通貨取引所(当時)の経営破綻(民事再生手続、その後破産手続に移行)が起き、しばらくは、決済手段としての役割が目立つようになった。大手家電量販店では、2017年から10万円を限度に使用ができるようになり、2017年12月には30万円に引き上げられ、少なくとも世間的には決済手段としての側面が強調された。

決済手段目的でも投機目的でも、暗号資産が分散型台帳であるブロックチェーンを用いているなどという説明よりも消

費者が注意すべきことがある。

消費者として重要なことは、家計管理であり、決済手段あるいは投資先として適切かどうかリスク判断をすることである。

決済手段としては、対応している店舗が少なく、個人営業の店舗ではほぼ対応していないうえ、決済手数料がかかる場合があり、基本的には利便性があるとはいえない。しかも、使用額に応じて利益があれば課税対象となることから、確定申告の手間もかかる。

投資先としては、リスクを考えると、現状において分散投資の1つとしてはあり得るが、借金してまで暗号資産に投資する行動が、合理的でないことは明らかであろう。そして、その点は教育内容として伝えるべきである。

また、上記に加えて、セキュリティリスク、税金に関することも大まかに教える必要がある。

セキュリティリスクは、電子マネーにも当てはまる。また、倒産リスクも同様であるが、暗号資産交換業者のセキュリティホールを突かれた資金流出などは、預託金の分配によって損害の補填が行われる。

これらと別に暗号資産において、特に重要なことは、税金である。利子・配当所得や不動産譲渡所得は分離課税の対象となり比較的低めの税率が適用されるが、暗号資産の使用、売却による利益は、雑所得として総合課税の対象となる。暗号資産の急騰による売却益などで、1億円以上の譲渡所得を得た人を「億り人」といい、その名称だけが話題になったが、総合課税の場合、4,000万円以上の所得は、所得税法上税率45%、控除額が479万6,000円である。これ以外に、住民税や社会保険料は、課税所得を基準とされるため、たとえ大きな譲渡所得を得たとしても税金の負担感はかなり大きくなる（復興特別所得税が別途課税される）。これは、公募株式投資信託の分配金が20.315%の税率であることと比較しても明らかであろう。

暗号資産は、ハイリスク・ローリターンであるのが現状である。

海外に目を向けると、ニュージャージー州の一部の学校ではブロックチェーン技術や暗号資産の歴史に関する高校教育が行われている。<sup>10)</sup> また、オーストラリアのセント・ローレンス大学では、高校生を対象にして、夜間の特別講義として、暗号資産の教育をしている。<sup>11)</sup> しかし、海外でも、これらは、特殊事例であり、当然のように普及しているものではない。暗号資産は、教育場面においては避けられているようである。そして、それがかえって被害者を生み出している側面は否定できない。

## 4. むすびにかえて

---

ブロックチェーンが実現するスマートコントラクト、不動産管理など、その適用範囲や、中央政府に依存しないシステムの在り方など、技術自体の示唆は、金融教育とは別に、公民や政治・経済といった科目において考えることは重要である。

ただ、Fintech時代の金融教育においては、支出の選択肢の広さだけでなく、最終的な商品やサービスの購入の間にも決済手段の多様性がある。

収入にしても、選択肢が多くなっている。基本的な労働と別に資産運用をいかにして、リスク管理をしつつ、リターン（収入）を見込むかという教員世代の大多数が、自分自身、社会人になってからも実践してこなかった未来の「家計の構造」の設計である。

したがって、もはや正解はない中、生徒とともに考えていくことが教員に求められており、絶えず自主的な努力が必要であろう。

注1) 経済産業省「キャッシュレスの現状と推進（平成29年8月商務・サービスグループ）」

URL [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000506129.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000506129.pdf)

注2) 金融庁・消費者庁・警察庁「暗号資産（仮想通貨）に関するトラブルにご注意ください！」（平成29年9月29日公表、平成31年4月17日最終更新）

URL [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_001/pdf/consumer\\_policy\\_caution\\_001\\_190417\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_001/pdf/consumer_policy_caution_001_190417_0001.pdf)

注3) 朝日新聞デジタル（2019年7月25日記事）

URL <https://www.asahi.com/articles/ASM7T5DGMM7TUTFL006.html>

注4) 文部科学省「高等学校学習指導要領（平成30年告示）」

URL [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afIELDfile/2018/07/11/1384661\\_6\\_1\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afIELDfile/2018/07/11/1384661_6_1_2.pdf)

注5) 文部科学省「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 家庭編（平成30年7月）」

URL [http://www.mext.go.jp/content/1407073\\_10\\_1\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/content/1407073_10_1_2.pdf)

注6) 金融法務研究会報告書「仮想通貨に関する私法上・監督法上の諸問題の検討」30ページ  
URL <https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news310339.pdf>

注7) 藤井裕子「仮想通貨等に関する返還請求権の債権差押え」金融法務事情 No.2079 (2017) 6~9ページ

注8) 金融広報中央委員会 金融リテラシー啓発用教材『コアコンテンツ』62ページ「ビットコインの価格変動」(CryptoCompare より、金融庁作成)  
URL [https://www.shiruporuto.jp/public/data/lecture/daigaku\\_core/](https://www.shiruporuto.jp/public/data/lecture/daigaku_core/)

注9) 岡田仁志「消費者問題アラカルト 仮想通貨のしくみ」国民生活 49号 (2016) 12ページ  
URL [http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201608\\_04.pdf](http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201608_04.pdf)

注10) CNBC ウェブサイト 「The crypto craze is here to stay — now it's even being taught in high school」  
URL <https://www.cnbc.com/2018/02/07/bitcoin-education-at-high-schools-and-colleges.html>

注11) Bitcoin.com ウェブサイト 「Australian High School to Host Information Night on Cryptocurrencies」  
URL <https://news.bitcoin.com/australian-high-school-host-information-night-cryptocurrencies/>